

令和元年度調達改善計画の年度末自己評価概要
(対象期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日)

総務省

令和元年度の調達改善計画で記載した事項毎に、以下のとおり概要を記述する。

I. 1. 一者応札改善のための取組（総務本省及び地方支分部局等の取組）

一般競争入札の充実を図り、競争性をより一層確保するため、一者応札改善の取組を行う。

(1) 全ての調達の改善取組

① 公告期間等の改善

- ・ 契約担当部局において進捗管理を行い、早期に契約の締結をし、準備期間及び執行期間の確保に努めた。
- ・ 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件、企画競争及び公募の案件は、公告期間20日間以上の確保に努めるとともに、前年度調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、30日間以上の公告期間の確保に努めた。

② 仕様内容の充実

- ・ 調達部局において、過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないよう、又、特定の者が有利になる仕様とならないよう、複数の者が参加可能な仕様書の作成に努め、契約担当部局に合議し、審査を行った。
- ・ 調達部局において、役務調達等の年間契約に際して、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容の充実に努め、契約担当部局に合議し、審査を行った。
- ・ 調達部局において、入札要件を設定する際、真に調達に必要な要件であるか検討を行い、契約担当部局に合議し、審査を行った。

③ 仕様書の中立性の確保等

- ・ 調達要求部局において、複数者から下見積書の徴取を徹底し、適正な見積額の算出に努めるとともに、特定の者が有利になることにならないよう仕様書の内容の中立性の確保に努めた。

④ 電子調達システムによる調達推進

- ・ 入札者の利便性の向上、調達事務の効率化を図るため、電子調達システムの利用の促進に努めた。
- ・ 利用職員（他省庁を含む）及び民間の利用事業者向けの研修会を6月及び11月に実施し、電子調達システムの利用環境の向上に努めた。
- ・ 電子調達システムの利用が少ない調達部局に対しヒアリング等を実施し積極的な利用を促した。

⑤ 一者応札の検証

- ・ 入札説明書入手したが入札に参加しなかった者に対して、アンケート等を通じ、その理由を把握し、改善策の検討を行った。

⑥ 事後審査・管理

- ・一者応札となった調達について、総務省契約監視会（8月、11月、2月）において外部有識者の意見を求め、明らかになった課題について改善策を取りまとめの上、契約担当部局及び調達要求部局あて通知し次回の調達の際の参考とするよう要請を行った。

◇取組の効果

- ・一者応札率（全体）：29.6%（平成30年度：22.4%）
- ・上半期契約締結率（全体）：60.6%（平成30年度：61.3%）
※上半期に契約を締結した割合（一般競争入札）
- ・前年度一者応札の案件で30日間以上の公告を行った32件のうち8件が2者以上応札（複数応札率：25.0%（平成30年度：13.3%））
- ・電子調達システム利用状況
 - 電子入札率（全体）：83.2%（平成30年度：85.1%）
 - 電子応札率（全体）：46.7%（平成30年度：44.7%）
※電子入札率＝電子応札可能件数／競争入札契約締結件数 ※電子応札率＝電子応札者数／応札者数
（総務本省では利用可能な全ての競争入札において、電子入札を実施）
- ・落札率（全体）：93.9%（平成30年度まで過去3年間の平均：94.0%）
※落札率＝契約額／予定価格

◇今後の取組

早期契約や一者応札の原因分析、公告期間の延長など一者応札改善に向けた取組を行ったが、定量的な一者応札の改善は見られなかった。

引き続きこれらの取組を徹底するほか、調達予定などの情報発信の強化や特定の技術又は設備を必要とする調達の競争入札から公募への移行など更なる取組の実施が必要である。

(2) 調査・調査研究経費に係る調達

① (1)の取組の徹底

② 総合評価落札方式の採用

- ・専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式の採用に努めるとともに、選定基準及び選定過程の明確化のために、契約担当部局に合議し審査を行った。

◇取組の効果

- ・一者応札率（全体）：62.4%（平成30年度：50.3%）
- ・上半期契約締結率（全体）：50.8%（平成30年度：53.0%）
※上半期に契約を締結した割合（一般競争入札）
- ・総合評価落札方式実施件数（全体）：301件（平成30年度：277件）

◇今後の取組

早期契約や一者応札の原因分析、公告期間の延長など一者応札改善に向けた取組を行ったが、定量的な一者応札の改善は見られなかった。

引き続きこれらの取組を徹底するほか、調達予定などの情報発信の強化や特定の技術

又は設備を必要とする調達競争入札から公募への移行など更なる取組の実施が必要である。

(3) 情報システムに係る調達

① (1)の取組の徹底

② 外部有識者の活用

- ・ C I O補佐官への相談結果について、官房会計課合議文書にその評価内容書等を添付することを徹底し、仕様内容の透明性・中立性、価格の適正化に努めた。

③ 総合評価落札方式の採用

- ・ 仕様内容に専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式の採用に努めた。

◇取組の効果

- ・ 一者応札率（全体）：73.6%（平成30年度：68.9%）
- ・ 上半期契約締結率（全体）：71.5%（平成30年度：66.5%）
※上半期に契約を締結した割合（一般競争入札）
- ・ 総合評価落札方式実施件数（全体）：25件（平成30年度：38件）

◇今後の取組

C I O補佐官の知見活用や早期契約、一者応札の原因分析、公告期間の延長など一者応札改善に向けた取組を行ったが、定量的な一者応札の改善は見られなかった。

引き続きこれらの取組を徹底するほか、C I O補佐官との連携強化や調達予定などの情報発信のあり方の強化、特定の技術又は設備を必要とする調達の競争入札から公募への移行など更なる取組の実施が必要である。

I. 2. 随契の見直し（総務本省及び地方支分部局等の取組）

① 競争性のある契約への移行の検討

- ・ 競争性のない随意契約、企画競争又は公募による随意契約について、調達担当部局に合議し審査を行い、要件を満たしたもののみ実施に努めた。

◇取組の効果（件数及び全契約件数に占める割合）

- ①競争性のない随意契約件数（全体）及び契約締結率：219件（11.2%）
（平成30年度 同契約件数及び同率：224件（11.5%）
※競争性のない随意契約締結率＝競争性のない随意契約件数/全契約件数
- ②企画競争による随意契約件数（全体）及び契約締結率：531件（27.1%）
（平成30年度 同契約件数及び同率：582件（29.9%）
※企画競争による随意契約締結率＝企画競争による随意契約件数/全契約件数
企画競争一者応募率（全体）55.9%（平成30年度：67.5%）
- ③公募による随意契約件数（全体）及び契約締結率：105件（5.3%）
（平成30年度 同契約件数及び同率：100件（5.1%）

※公募による随意契約締結率＝公募による随意契約件数/全契約件数

◇今後の取組

引き続き、各取組を徹底し、総務本省で実施した取組を地方支分部局等へ拡大する。

Ⅱ. 共通的な取組について

1. 調達改善に向けた審査・管理の強化（総務本省及び地方支分部局等の取組）

上記 I 参照

◇取組の成果

上記 I 取組の成果参照

◇今後の取組

引き続き、各取組を徹底し、総務本省で実施した取組を地方支分部局等へ拡大する。

2. 地方支分部局等における取組の推進（地方支分部局等の取組）

① 一者応札改善のための取組

上記 I 1 参照

② 随意契約の見直し

上記 I 2 参照

◇取組の効果

- ・一者応札率（地方支分部局等）：25.1%（平成30年度 18%）
- ・随意契約（件数及び全契約件数に占める割合）
 - 競争性のない随意契約（地方支分部局等）：109件/15.0%
（平成30年度 110件/15.7%）
 - 企画競争による随意契約（地方支分部局等）：125件/17.2%
（平成30年度 118件/16.9%）
 - 公募による随意契約（地方支分部局等）：54件/7.4%
（平成30年度 57件/8.1%）

◇今後の取組

引き続き、各取組を徹底し、総務本省で実施した取組を地方支分部局等へ拡大する。

3. 電力調達・ガス調達の改善（総務本省及び地方支分部局等の取組）

調達要求部局は、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気事業者及びガス事業者に対して、声かけを積極的に行った。また、公告期間を20日以上とすることを徹底した。

Ⅲ. その他の取組について

1. 共同調達（総務本省及び地方支分部局等の取組）

汎用的な物品等の調達については、他省庁との共同調達を引き続き推進することで、事務効率

化、契約金額の低廉化及び経費節減に努めた。

2. オープンカウンター方式の活用（地方支分部局等の取組）

各地方支分部局等の実情を踏まえ、オープンカウンター方式の更なる拡大を行うことで、事務効率化、契約金額の低廉化及び経費節減に努めた。

3. その他（総務本省の取組）

① 旅費業務の効率化

・ IC カード乗車券利用については、継続して実施した。

IC カード乗車券使用について、利用後に管理台帳を必ず記入させて管理を徹底した。

② 国庫債務負担行為の活用

・ 令和2年度予算要求において、複数年度に渡る契約が可能な案件については、国庫債務負担行為の活用の検討を行い予算要求する。

③ クレジットカード決済による調達の推進

・ 水道料金、官用車のETC料金、外国出張先での経費について、継続してクレジットカード払いを実施した。

④ 会計事務職員等のスキルアップの取組

・ 総務本省において、内部部局の契約担当職員を対象に早期契約、官製談合防止等のための研修を6月に開催するとともに、省内の新規採用者を対象に会計事務の基礎となる知識の習得、能力向上を図るための研修を10月に実施した。

重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画							令和元年度末自己評価結果											
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的				
○	○	Ⅲ. 1. 一者応札改善のための取組(総務本省及び地方支分部局等の取組)	一般競争入札の充実を図り、競争性をより一層確保するため、一者応札改善の取組を行う。	下記①から④の取組を行う。	引き続き、競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。 なお、本取組については、今年度から、総務本省及び地方支分部局等の取組として拡大するものである。		一者応札率が過去3カ年を下回ることを目標とし、経費削減を図る。 ※平成30年度の率は未集計のため、目標率は未確定(参考値:平成27年度から平成29年度平均:20%)。											
		(1) 全ての調達の改善取組	① 公告期間等の改善 ア. 複数の者が入札に参加できるように、早期の契約、準備期間及び執行期間を確保できるように努める。 イ. 公告期間の延長 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件は、公告期間20日間以上の確保とする。 また、上記以外の案件については、可能な限り公告期間は10日間を超えた期間を確保するよう努める。 ウ. 前回一者応札の公告期間の延長 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、原則公告期間を30日間とする。 エ. 調達予定案件の情報提供の充実等 調達予定案件を毎年度各契約担当部局においてホームページで公表する。 未掲載の案件については、3者以上の者へ見積書の依頼を行う。		A	H24:本省 H29:地方	前年度の上半期契約締結率(65.8%)を上回ることを目標とする。	年度末	A	H24:本省 H29:地方	・調達要求部局において進捗管理を行うことで、早期契約、執行機関の確保に努めた。 ・一般競争入札(特定政府調達除く)実施にあたっては、20日間以上の確保に努めた。 ・一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、公告期間を30日間に努めた。 ・調達予定案件をホームページで公表し、情報提供に努めた。	B	一者応札率(全体):29.6% (平成28年度~平成30年度平均:21.5%) 一社応札率(全体):29.6% (平成30年度:22.4%) (参考) 一者応札率 本省:32.3% (平成30年度:24.9%) 地方:25.1% (平成30年度:18.0%) 前年度1者応札となった一般競争入札案件について、30日間以上の公告を行った32件のうち8件が2者以上の応札となった。 上半期契約締結率(全体):60.6% (平成30年度:61.3%) (参考) 上半期契約締結率 本省:56.9% (平成30年度:57.3%) 地方:66.4% (平成30年度:67.2%) 一般競争契約件数に占める上半期同契約件数の割合は、総務本、地方ともに昨年度をわずかに下回った。		H24:本省 H29:地方	公告期間の延長による効果は一定程度確認されたことから、引き続き継続する。 その他、早期契約や一者応札の原因分析、公告期間の延長など一者応札改善に向けた取組を行ったが、定量的な一者応札の改善は見られなかった。	引き続き各取組を徹底するほか、調達予定などの情報発信の強化や特定の技術又は設備を必要とする調達の競争入札から公募への移行など更なる取組の実施が必要である。	
			② 仕様内容の充実 ア. 複数の者が入札に参加できるよう調達期間について十分に配慮することとし、調達要求部局から年間の執行計画を提出させ、契約担当部局において適切に進捗管理を行う。 イ. 過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないよう、又、特定の者が有利になる仕様とならないよう、仕様書を記載し複数の者が参加可能な仕様とする。 ウ. 役務調達等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させる。 エ. 入札要件について、真に調達に必要な要件であるか検討を行う。				全ての調達について、②から⑦の要件を満たすよう取組を行う。 特に「③ 仕様書中立性の確認」の取組において、調達要求時における複数の者からの見積書添付の徹底を図り、更なる仕様内容の中立性の確保に努める。				・複数の者が入札に参加できるように公告期間について十分に配慮することとし、要求部局から年間の執行計画を提出させ、契約担当部局において進捗管理に努めた。 ・仕様内容の充実(イ~エ)について、官房会計課(総務本省)及び各契約担当課(地方支分部局等)に合議し審査を行った。	A	一般競争入札契約件数(全体):1,108件(56.4%) (平成30年度:1,043件(53.5%))	・調達要求部局から年間の執行計画を提出させ、契約担当部局において適切に進捗管理を行うこととしたが、定量的な効果は得られなかったが、調達要求部局に競争性を確保するための取組の必要性が広く認識された。 ・仕様内容の充実(イ~エ)の取組により、競争入札への参加者の増加による競争性の向上が期待できる。	引き続き各取組を徹底することにより、競争入札への参加者の増加による競争性の向上が期待できる。	各取組を徹底することにより、競争性の向上を図る。		
			③ 仕様書中立性の確認 前年度までの取組を踏まえ、更なる仕様内容の中立性の確保のため、契約担当部局への合議文書に、複数の者からの見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の中立性の確認を行う。							H24:本省 H30:地方	仕様内容の中立性について、契約担当部局に合議し審査を行っている。また、合議文書に複数の者からの見積書の添付を義務付けることで、仕様書の内容の特殊性を排除し汎用的なものとなるよう努めつつ、審査においても、競争が確保されるよう重ねて精査を行うことで、仕様内容の中立性の確認を行った。	A	一般競争入札契約件数(全体):1,108件(56.4%) (平成30年度:1,043件(53.5%))	-	H24:本省 H30:地方	引き続き各取組を徹底することにより、競争入札への参加者の増加による競争性の向上が期待できる。	各取組を徹底することにより、競争性の向上を図ることとし、引き続き実施していく。	
			④ 契約額の適正化及び低廉化 前年度までの取組を踏まえ、更なる経費削減及び適正な予定価格算定のため、上記③の見積書、さらに調達要求部局での経費算出調書の添付を義務付け、予定価格算出の資料として活用し契約金額の適正化及び低廉化を図る。								これまでの調達実績や見積書等を参考に適正な予定価格を算定することにより、契約金額の適正化及び低廉化に努めた。	A	一般競争入札の落札率93.9%は、過去3カ年一般競争入札の落札率94.0%を下回った	-		引き続き各取組を徹底することにより、契約金額の適正化及び低廉化が期待できる。	各取組を徹底することにより、契約金額の適正化及び低廉化を図ることとし、引き続き実施していく。	

○	<p>⑤事前審査 ア. 全ての調達案件については、原則、契約担当部局に合議して、Ⅲ. 1. の全ての取組内容が適正に行われているかチェックを徹底し、事前審査を行う。 イ. 数多くの取引価格の比較がインターネット及び刊行物を利用して容易にできる大量生産品について、市場価格よりも大幅に高値で調達しているケースがないかチェックし、合理的理由の存否を確認する。</p>		H29: 本省 H30: 地方					<p>契約担当部局に合議し審査を行っている。 インターネット等を利用して、市場価格の把握に努め、適正な予定価格の設定に努めた。</p>	A	—	<p>官房会計課(総務本省)及び各契約担当課(地方支分部局等)に合議し審査を行ったところ、調達要求部局においても インターネット等を利用して、市場価格の把握に努め、適正な予定価格の設定に努めている。</p>	H29: 本省 H30: 地方	<p>引き続き各取組を徹底することにより、適正な予定価格を設定することで、契約金額の適正化及び低廉化が期待できる。</p>	<p>各取組を徹底することにより、契約金額の適正化及び低廉化を図ることとし、引き続き実施していく。</p>
	<p>⑥一者応札の検証 ア. 結果として一者応札となった調達について、契約担当部局において、原因究明を行う。 イ. 類似の案件で前年度に一者応札の案件について、原因を点検することにより競争性のある調達の実施に反映させるため、入札説明書等を受け取った者で入札に参加しなかった者に対して、アンケート調査を実施し入札に参加しなかった理由を把握、分析し、関係者間で共有するとともに次の調達時に改善を図る。</p>		H24: 本省 H30: 地方				<p>入札説明書を受け取ったが入札に参加しなかった者については、その理由の把握に努め、次の調達に参考として活用した。</p>	A	<p>一者応札率(全体): 29. 6% (平成30年度: 22. 4%) (参考) 一者応札率 本省: 32. 3% (平成30年度: 24. 9%) 地方: 25. 1% (平成30年度: 18. 0%)</p>	—	H24: 本省 H30: 地方	<p>一社応札の検証結果等を踏まえた原因分析を確実に実施し改善方策を検討することが重要。 その他、早期契約や一者応札の原因分析、公告期間の延長など一者応札改善に向けた取組を行ったが、定量的な一者応札の改善は見られなかった。</p>	<p>引き続き各取組を徹底するほか、調達予定などの情報発信の強化や特定の技術又は設備を必要とする調達の競争入札から公募への移行など更なる取組の実施が必要である。</p>	
	<p>⑦事後審査・管理 ア. 一者応札となった調達について、総務省契約監視会における外部有識者の意見を求める。 イ. 上記アに基づいて改善策を取りまとめの上、契約担当部局及び調達要求部局へ通知し次の調達の際の参考とするよう要請を行う。</p>		H29: 本省 H30: 地方				<p>総務省契約監視会の指摘を受けたものについては、契約担当部局及び調達要求部局に対し通知し改善を促すこととしている。</p>	A	—	<p>特に地方支分部局においては、競争性を確保する意識の醸成が進みつつある。</p>	H29: 本省 H30: 地方	<p>引き続き各取組を徹底することにより、契約金額の適正化及び低廉化が期待できる。</p>	<p>各取組を徹底することにより、契約金額の適正化及び低廉化を図ることとし、引き続き実施していく。</p>	
	<p>⑧企画競争の適正化 前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、採点項目について、過去の実績を過度に評価しないよう、又、特定の者が有利にならないよう取組を行う。</p>		H24: 本省 H29: 地方	<p>前年度の一者応募率を下回ることを目標とする。 ※平成30年度の率は未集計のため、目標率は未確定(参考: 平成29年度(70%研究開発委託費に係る継続案件をふくむ。))。</p>			<p>評価項目設定、選定結果の適正性について、官房会計課(総務本省)及び契約担当課(地方支分部局等)に合議し審査を行った。</p>	A	<p>企画競争一者応募率: 55. 9% (平成30年度: 67. 5%) 一者応募率は改善傾向にある。</p>	—	H24: 本省 H29: 地方	<p>引き続き各取組を徹底することにより、評価項目設定・選定結果の適正性の向上が期待できる。</p>	<p>各取組を徹底することにより、評価項目設定・選定結果の適正性の向上を図ることとし、引き続き実施していく。</p>	
○	<p>⑨電子調達システムによる調達の推進 遠隔地においても入札参加を可能とする等のため、電子調達システムを利用することを原則とし、公告内容を登録することにより応札希望者がインターネットから閲覧し、また電子入札を可能とし入札者の拡大を図る。 電子調達システムを普及啓発するために、民間側及び省庁側の利用者講習会の充実等を図る。</p>		H29	<p>電子調達システムを普及啓発し、一者応札率を下げるために、入札説明書受領者数の増加とする。 また、前年度の応札者率を上回ることを目標とする。 ※平成30年度の率は未集計のため、目標率は未確定(参考: 平成29年度(42%)。</p>			<p>電子調達システムを普及啓発のため、パンフレットの配布、インターネットによる周知に努めるとともに、民間側及び省庁側の利用者講習会の充実を努めた。 利用率が低調な調達部局に対し、リアリング等を行い利用の推進に努めた。</p>	A	<p>電子調達システム入札率(全体): 83. 2%(平成30年度: 85. 1%) (参考) 総務本省では利用可能な全ての一般競争入札(670件)において、電子入札を実施</p>	—	H29	<p>利用が低調な調達部局においては、紙入札との混在によるトラブルや煩雑さ、職員の同システムへの習熟不足等によることが判明。</p>	<p>電子調達システムの担当部局とも連携し、積極的な利用の働きかけを行う。</p>	
	<p>(2) 調査・調査研究経費に係る調達</p>	<p>①複数の者が入札に参加できるよう請負期間について十分に配慮することとし、調達要求部局から年間の執行計画を提出させ、調達担当部局は、調達要求部局と連携し適切な進捗管理を行う。</p>	<p>平成29年度の一者応札件数の4割以上を調査・調査研究経費に係る調達が占めているため。</p>	A	H31: 本省	<p>発注時期、請負期間の改善のため、契約総件数に占める上半期の契約件数の比率が前年度(52%)を上回るよう取組を行う。</p>	<p>年度末</p>	A	H31: 本省	<p>早期の契約締結に努め、準備期間及び執行期間の確保に努めている。 また、年間の調達計画について、年度当初にHPで公表し、発注情報の早期発信を行い、準備期間の確保を図っている。</p>	A	<p>一般競争入札上半期契約締結率(調査・調査研究)(全体): 50. 8% (平成30年度: 53. 0%)</p>	<p>引き続き早期調達、履行期間の確保に努めることにより、一者応札の改善が期待できる。</p>	<p>各取組を徹底することにより、競争性の向上を図ることとし、引き続き実施していく。</p>
	<p>②過去に実績のある者しか応れできないような仕様とならないように、調査対象内容、手段、手法及び研究会開催回数などを仕様書に詳細かつ明確に記載するとともに、多様な調査検討項目を有するようなのは、適切な調達単位に分割した上、適切な入札方式を選定すること。</p>		H24: 本省 H30: 地方	<p>全ての調達について、要件を満たすよう取組を行う。</p>		<p>年度末</p>	H24: 本省 H30: 地方	<p>仕様内容の中立性確保のため、官房会計課合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の中立性の確認を行っている。</p>	A	—	<p>仕様内容の中立性確保のため、官房会計課合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の中立性の確認を行っている。</p>	H24: 本省 H30: 地方	<p>引き続き各取組を徹底することにより、競争性の向上が期待できる。</p>	<p>各取組を徹底することにより、競争性の向上を図ることとし、引き続き実施していく。</p>
	<p>③最低落札方式を原則とするが、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することができる。</p>		H24: 本省 H30: 地方	<p>選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保に努めることとし、全ての調達が会計課が定めた選定基準等を満たすよう取組を行う。</p>		<p>年度末</p>	H24: 本省 H30: 地方	<p>仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については原則、総合評価落札方式を採用する。</p>	A	<p>総合評価落札方式実施件数(調査・調査研究): 301件 (平成30年度: 277件)</p>	—	H24: 本省 H30: 地方	<p>引き続き各取組を徹底することにより、競争入札への参加者の増加による競争性の向上が期待できる。</p>	<p>各取組を徹底することにより、競争性の向上を図ることとし、引き続き実施していく。</p>
<p>④総合評価落札方式において、前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、類似実績や研究員の従事経験を技術項目とする場合、過去の実績を過度に評価しない配点とするよう取組を行う。</p>		H29: 本省 H30: 地方	<p>選定基準及び選定過程明確化等のため、評価項目の設定について、契約担当部局に合議し審査を行っている。</p>			H29: 本省 H30: 地方	<p>総合評価落札方式による全ての案件について、契約担当部局に合議し審査を行っている。</p>	A	—	H29: 本省 H30: 地方	<p>引き続き各取組を徹底することにより、評価項目設定・選定結果の適正性の向上が期待できる。</p>	<p>各取組を徹底することにより、評価項目設定・選定結果の適正性の向上を図ることとし、引き続き実施していく。</p>		
<p>(3) 情報システム経費に係る調達</p>	<p>①予定価格が10万SDR以上と見込まれる調達案件は、CIO補佐官との相談を実施し、相談結果について調達決裁にその評価内容等を添付する。</p>	<p>平成29年度の一者応札件数の約3割、契約金額の約6割を情報システム経費に係る調達が占めているため。</p>	A	H31: 本省	<p>全ての調達について、①から③の要件を満たすよう取組を行う。 特に②の仕様内容の充実の徹底を図り、更なる仕様内容の中立性の確保に努める。</p>	<p>年度末</p>	A	H31: 本省	<p>CIO補佐官との相談結果について会計課合議文書にその評価内容等を添付することを徹底した。</p>	B	<p>一者応札率(情報システム)(全体): 73. 6%(平成30年度: 68. 9%)</p>	<p>CIO補佐官の知見活用や早期契約、一者応札の原因分析、公告期間の延長など一者応札改善に向けた取組を行ったが、定量的な一者応札の改善は見られなかった。</p>	<p>引き続き各取組を徹底するほか、調達予定などの情報発信の強化や特定の技術又は設備を必要とする調達の競争入札から公募への移行など更なる取組の実施が必要である。</p>	
<p>②予定価格が80万SDR以上と見込まれ、総合評価落札方式を採用するものは、CIO補佐官による提案書審査を行う(以上平成31年度に調達手続を開始するものを対象とする。)</p>		H31: 本省				H31: 本省	<p>対象案件についてCIO補佐官を評価者に含めることを徹底した。</p>	A	<p>総合評価落札方式実施件数(情報システム)(全体): 25件(平成30年度: 38件)</p>		H31: 本省			

			③情報システムの保守・運用等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保、仕様内容の充実等。		H30:本省				H30:本省	仕様内容の充実について、官房会計課(総務本省)及び各契約担当課(地方支分部局等)に合議し審査を行った。	A		仕様内容の充実の取組により、競争入札への参加者の増加による競争性の向上が期待できる。	H30:本省		
			④最低落札方式を原則とするが、仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することもできる。		H24:本省 H30:地方				H24:本省 H30:地方	評価項目設定、選定結果の適正性について、官房会計課(総務本省)及び契約担当課(地方支分部局等)に合議し審査を行った。	A	総合評価落札方式実施件数(情報システム) (全体):25件(平成30年度:38件)		H24:本省 H30:地方		
○	○	Ⅲ. 2. 随意契約の見直し(総務本省及び地方支分部局等の取組)	競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか引き続き精査を行う。また、企画競争や公募については、一般競争入札と比べて、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について十分な検討を行う。	下記①から②の取組を行う。	A	H24:本省 H30:地方	前年度の競争性のない契約率を下回することを目標とし、経費削減を図る。 ※平成29年度の率は未集計のため、目標率は未確定(参考:平成28年度10%)。	年度末				競争性のない随意契約(全体): 219件/11.2% (平成30年度: 224件/11.5%)	引き続き各取組を徹底することにより、調達の透明性の確保が期待できる。	各取組を徹底することにより、調達の透明性の確保を図ることとし、引き続き実施していく。		
			①競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか検討を行う。			H24:本省 H30:地方	前年度の競争性のない契約件数割合を下回することを目標とする。 ※平成29年度の率は未集計のため、目標率は未確定(参考:平成28年度10%)。	年度末	A	H24:本省 H30:地方	競争性のない随意契約は、全て随意契約の要件を満たしたものに限り実施した。	A	競争性のない随意契約(全体): 219件/11.2% (平成30年度: 224件/11.5%)	引き続き各取組を徹底することにより、調達の透明性の確保が期待できる。	各取組を徹底することにより、調達の透明性の確保を図ることとし、引き続き実施していく。	
			②企画競争や公募については、一般競争入札と比べて、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について検討を行う。			H24:本省 H30:地方	契約総件数に占める企画競争の比率が前年度を下回することを目標とする。 ※平成29年度率は未集計のため、目標率は未確定(参考:平成28年度24%)。	年度末		H24:本省 H30:地方	随意契約、又は公募の要件を満たしているか契約担当部局に合議し審査を行い、要件を満たしたもののみ公募又は随意契約を行っている。	A	企画競争による随意契約(全体): 531件(27.1%) (平成30年度: 582件(29.9%)) 企画競争一者応募率:55.9% (平成30年度:67.5%)	引き続き、随意契約又は公募の要件を満たしているか、契約担当部局に合議し審査を行いことにより、調達の透明性の確保が期待できる。	随意契約又は公募の要件を満たしているか、契約担当部局に合議し審査することにより、調達の透明性の確保を図ることとし、引き続き実施していく。	
	○	Ⅳ. 1. 調達改善に向けた審査・管理の強化(総務本省及び地方支分部局等の取組)	調達改善に向けた審査・管理の強化については、上記Ⅲ. 1及びⅢ. 2により取組を実施する。	①事前審査 上記Ⅲ. 1.(I). ⑤により実施する。	A	H30	上記Ⅲ. 1.(I). ⑤により実施する。	年度末	A	H30	-	A	-	競争性を確保する意識の醸成が進みつつある。	引き続き各取組を徹底することにより、適正な予定価格を設定することで、契約金額の適正化及び低廉化が期待できる。	各取組を徹底することにより、契約金額の適正化及び低廉化を図ることとし、引き続き実施していく。
				②事後審査・管理 上記Ⅲ. 1.(I). ⑦により実施する。	A	H30	上記Ⅲ. 1.(I). ⑦により実施する。	年度末	A	H30	-	A	-		引き続き各取組を徹底することにより、契約金額の適正化及び低廉化が期待できる。	各取組を徹底することにより、契約金額の適正化及び低廉化を図ることとし、引き続き実施していく。
				③検証 ア. 上記Ⅲ. 1.(I). ⑤から⑦の取組が、十分に連携が図れながら、効果的に運用されているかについて、官房会計課が検証する。 イ. 上記Ⅲ. 1.(I). ⑤から⑦の取組及びⅢ. 2の取組において、改善の効果が目に見える取組については、官房会計課が取りまとめし、省内で情報共有する。	A	H30	上記Ⅲ. 1.(I). ⑤から⑦の取組が、十分に連携が図れながら、効果的に運用されているかについて、官房会計課が検証を行う。 上記Ⅲ. 1.(I). ⑤から⑦の取組及びⅢ. 2の取組において、改善の効果が目に見える取組については、官房会計課が取りまとめし、省内で情報共有する。	年度末	A	H30	契約監視会における指摘等を踏まえ各調達部局等へ周知を図り取組の強化を図った。	A	-	引き続き各取組を徹底することにより、調達の透明性の確保が期待できる。	各取組を徹底することにより、調達の透明性の確保を図ることとし、引き続き実施していく。	
	○	Ⅳ. 2. 地方支分部局等における取組の推進(地方支分部局等の取組)	(1)一者応札改善のための取組 (再掲 上記記載のⅢ. 1.(1))	上記記載のⅢ. 1.(1)のとおり取組を実施	A	H30	上記記載のⅢ. 1.(1)のとおり取組を実施	年度末	A	H30	仕様内容の中立性について、契約担当部局に合議し審査を行っている。また、合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の中立性の確認を行っている。	A	一者応札率(地方支分部局等): 25.1% (平成30年度:18.0%)	引き続き各取組を徹底することにより、競争入札への参加者の増加による競争性の向上が期待できる。	各取組を徹底することにより、競争入札への参加者の増加による競争性の向上を図るため、引き続き実施していく。	
	○	(2)随意契約の見直し (再掲 上記記載のⅢ. 2)	上記記載のⅢ. 2のとおり取組を実施	競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。 なお、本取組については、今年度から、地方支分部局等の取組として拡大するものである。	A	H30	上記記載のⅢ. 2のとおり取組を実施	年度末	A	H30	随意契約、又は公募の要件を満たしているか契約担当部局に合議し審査を行い、要件を満たしたもののみ公募又は随意契約を行った。	A	随意契約(件数及び全契約件数に占める割合) 競争性のない随意契約(地方支分部局等): 109件/15.0% (平成30年度: 110件/15.7%) 企画競争による随意契約(地方支分部局等): 125件/17.2% (平成30年度: 118件/16.9%) 公募による随意契約(地方支分部局等): 54件/ 7.4% (平成30年度: 57件/ 8.1%)	引き続き各取組を徹底することにより、調達の透明性の確保が期待できる。	各取組を徹底することにより、調達の透明性の確保を図ることとし、引き続き実施していく。	
	○	Ⅳ. 3. 電力調達・ガス調達の改善(総務本省及び地方支分部局等の取組)	電力及びガスの小売全面自由化により、小規模庁舎に係る電力調達及びガス調達においても複数会社が供給し得る環境となっていること等を踏まえ、電力調達・ガス調達について、取組を実施する。	①調達要求部局は、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気・ガス事業者に対して、声かけを積極的に行う。 ②公告期間を20日以上とすることを徹底する。 ③近隣の庁舎との共同調達の検討を行う。	A	H29	前回調達の契約金額を下回することを目標とし経費削減を図る。	年度末	A	H29	調達要求部局は、入札業者の拡大のため、左記の対応に努めた。	A	電力契約実績 9官署で契約締結: 契約金額の前年度との比較 16,907,073円の増	引き続き各取組を徹底することで、経費削減を図ることが期待できる。	各取組を徹底するとともに、調達部局間での情報共有を図る。	

「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。

- A+ : 効果的な取組
- A : 発展的な取組
- B : 標準的な取組

その他の取組

調達改善計画		令和元年度自己評価結果(対象期間:4月1日～3月31日)		
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
1. 共同調達(総務本省及び地方支分部局等の取組)	継続	-	-	-
汎用的な物品である備品・消耗品及び汎用的な役務である雑役務の調達については、他省庁との共同調達を引き続き推進する。 ①共同調達の更なる推進を図る。 ②調達の回数を減らすことにより事務効率化を図る。 ③更なる品目の追加を図る。 ④更なる共同調達を行う官署を追加する。	継続	国土交通省及び警察庁と共同で調達を実施。 ●実施状況(令和元年度) ・紙類:2,326,363円 ・蛍光灯:2,263,826円 ・トイレトーパー:10,283,714円 ・防災用品:2,878,590円 ・速記:42,992,834円 ・クリーニング:3,920,940円	-	引き続き共同調達を実施、推進することで、経費削減を図る。
2. オープンカウンター方式の活用(地方支分部局) 各地方支分部局等の事情が異なることから、活用のメリット、デメリットを検討の上、少額の調達が多数を占める支分部局では拡大を行う。 ①既に活用している契約担当課室は、改善の検討を行う。 ②未活用の契約担当部局は、活用の検討を積極的に行う。	継続	-	-	各地方支分部局等の状況に応じオープンカウンター方式の活用を図る。
3. その他(総務本省の取組)				
① 旅費業務の効率化 ICカード乗車券の利用を促進し、効率的な旅費業務を行う。	継続	ICカード乗車券を活用し効率的な旅費の管理を実施。	-	引き続きICカード乗車券を利用することにより、事務効率化を図る。
② 国庫債務負担行為の活用 複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為の検討を行う。	継続	令和2年度予算要求において検討	-	引き続き調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為として予算要求を行う。
③ クレジットカード決済による調達の推進 海外出張、高速料金及び公共料金(水道)の支払いについて、事務効率化の観点からクレジットカード決済による調達を実施する。	継続	水道料金、官用車のETC料金、外国出張先での経費について、対象となる費用を限定し、厳格な管理の下、クレジットカード払いを行っている。	-	引き続きクレジットカード決済による事務の効率化を図る。
④ 会計事務職員のスキルアップの取組 ・契約事務・会計事務について、必要な研修を実施する。 ・調達マニュアルの充実化を図る。	継続	総務本省において、内部部局の契約担当職員を対象に早期契約、官製談合防止等のための研修を6月に開催した。 また、省内の会計事務新任者対象に会計事務の基礎となる知識の習得、能力向上を図るための研修を10月に実施した。	-	引き続き研修の開催等を通じて会計事務職員のスキルアップを図る。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間:4月1日～3月31日)

外部有識者の氏名・役職【愛国学園大学教授・有川博】 意見聴取日【7月10日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○実施した取組内容 ○取組の更なる推進を図る観点</p>	<p>・自己評価概要について、公告期間延長以外の取組も記載すべき。</p> <p>・今後の取組について「情報発信のあり方の検討」ではなく、実施のフェーズとして取組を行うべき。</p>	<p>・自己評価結果概要に以下の記載を追加しました。</p> <p>② 仕様内容の充実 ・調達部局において、過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないよう、又、特定の者が有利になる仕様とならないよう、複数の者が参加可能な仕様書の作成に努め、契約担当部局に合議し、審査を行った。 ・調達部局において、役務調達等の年間契約に際して、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容の充実に努め、契約担当部局に合議し、審査を行った。 ・調達部局において、入札要件を設定する際、真に調達に必要な要件であるか検討を行い、契約担当部局に合議し、審査を行った。</p> <p>⑥ 事後審査・管理 ・一者応札となった調達について、総務省契約監視会(8月、11月、2月)において外部有識者の意見を求め、明らかになった課題について改善策を取りまとめの上、契約担当部局及び調達要求部局あて通知し次回の調達の際の参考とするよう要請を行った。</p> <p>・自己評価結果概要及び様式1について以下のとおり記載を修正しました。</p> <p>調達予定などの情報発信の強化や特定の技術又は設備を必要とする調達の競争入札から公募への移行など更なる取組の実施が必要である。</p>